

県本部各課長  
県下各警察署長 殿

共	00	00	10	39	5年
---	----	----	----	----	----

宮本生企第764号  
令和4年4月15日  
宮城県警察本部長

特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱の一部改正について（通達）

特殊詐欺電話撃退装置設置促進事業における補助金の交付については、「特殊詐欺電話撃退装置購入費補助金交付要綱の一部改正について（通達）」（令和3年8月31日付け宮本生企第1309号）により運用してきたところであるが、別添のとおり同要綱を一部改正したので、運用上誤りのないようにされたい。

なお、これに伴い前記通達は廃止する。

#### 記

#### 1 改正の要点

- (1) 補助の対象機器に特殊詐欺電話撃退装置と同等の機能を有する固定電話機を追加するとともに、同追加に伴う所要の変更及び文言の整理を行った。
- (2) 補助対象者の要件として、「県税の滞納がないこと」を追加するとともに、同追加に伴う特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請兼実績報告書（別記様式第1号）の整理を行った。

#### 2 施行期日

令和4年4月15日

#### 3 その他

- (1) この要綱は、令和4年4月15日から施行し、令和4年度予算に係る補助金に適用する。
- (2) この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

担当：生活安全企画課犯罪抑止対策係

## 特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付要綱

### 1 趣旨

県は、特殊詐欺電話撃退装置等の普及を促進し、特殊詐欺被害の防止を図るため、「特殊詐欺電話撃退装置等」（以下「撃退装置等」という。）を設置した者に対し、予算の範囲内において特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付等に関しては、補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

### 2 定義

この要綱において、撃退装置等とは、固定電話機又はケーブルなどを接続する方法により固定電話機に外部接続することが可能な機器であり、次の機能を全て有する特殊詐欺等被害の未然防止に資する機器として知事が認めるものをいう。

- (1) 電話の着信時、呼出し音が鳴る前に通話内容を録音する旨の警告メッセージを電話の相手方に発する機能を有していること。
- (2) 通話内容を自動で録音する機能を有していること。

### 3 補助対象者

補助金の交付を受けることができる者は、次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 県内に住所を有し、かつ、居住している、申請年度内において満65歳以上の者（以下「高齢者」という。）であること。
- (2) 高齢者のみの世帯又は同居しているが、高齢者が電話を受けやすい時間帯のある世帯であること。
- (3) 世帯に属する全ての者が、国、県その他の団体（以下「自治体等」という。）から、現に撃退装置等の貸出しを受けていないこと。
- (4) 世帯に属する全ての者が、この要綱に基づく補助金の交付を過去に受けていないこと。
- (5) 世帯に属する全ての者が、暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）で定める暴力団又は暴力団員等でないこと。
- (6) 県税の滞納がないこと。

### 4 補助対象経費

- (1) 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象者の住所に新品で設置する撃退装置等の購入費（消費税及び地方消費税を含む。）とする。ただし、撃退装置等の設置費用、付属品の追加購入費及び撃退装置等の維持管理に係る費用は補助の対象外とする。
- (2) 補助の対象となる撃退装置等は、1世帯につき1台に限るものとする。

### 5 補助金の額等

補助金の額は、補助対象経費から、自治体等が交付する撃退装置等購入費を補助対象経費とした補助金等の額を控除した額に、2分の1を乗じて得た額（その額に100円未満の端数がある時は、これを切り捨てた額とする。）とし、7,000円を上限とする。

## 6 補助金の交付申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、撃退装置等を購入した年度内の指定する期日までに特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請兼実績報告書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、知事に提出しなければならない。ただし、本補助金の当該年度における補助の予定件数に達した時点で受付けを終了するものとする。

- (1) 補助の対象となる撃退装置等の購入に係る領収書（申請者の氏名、購入品目、事業者名及び日付の記載があるもの。）の写し
- (2) 申請者の氏名、住所及び生年月日が確認できる公的書類の写し
- (3) 振込先となる申請者の口座通帳又はキャッシュカードの写し
- (4) 申請者の依頼に基づき、申請者以外の者（申請者の配偶者又は2親等内の親族に限る。以下「代理購入者」という。）が申請者に代わり撃退装置等を購入したときは、上記(1)に代えて、補助の対象となる撃退装置等の購入に係る領収書（代理購入者の氏名、購入品目、事業者名及び日付の記載があるもの。）、申請者と代理購入者の続柄が確認できる公的書類の写し及び補助対象経費に関する申告書兼個人情報収集に係る同意書（別記様式第1号の2）
- (5) その他知事が必要と認める書類

## 7 補助金の交付の決定及び額の確定

- (1) 知事は、前記6の規定による申請があったときは、その内容を審査するとともに必要な現地調査等を行い、補助金の交付の可否を決定し、速やかに、特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付決定兼補助金額確定通知書（別記様式第2号）又は特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金不交付通知書（別記様式第3号）により、申請者に通知するものとする。
- (2) 前記(1)の規定により補助金の交付を決定したときは、前記6の規定による特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請兼実績報告書の提出をもって、規則第12条の規定による実績報告があったものとみなす。
- (3) 前記(1)の規定により補助金の交付を決定したときは、規則第13条の規定による補助金の額の確定があったものとみなす。この場合において、補助金の額の通知については、前記(1)の規定による通知をもってされたものとする。

## 8 調査等の委託

- (1) 前記7-(1)に規定する必要な現地調査等を適切に実施することができる者（以下「受託者」という。）に委託することができる。
- (2) 知事は、申請者の氏名、住所及び連絡先電話番号並びに補助の対象となる撃退装置等のメーカー名、品名及び品番を受託者に通知することができる。

## 9 交付決定の取消し等

知事は、特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付決定兼補助金額確定通知書を受けた者（以下「交付決定者」という。）が次のいずれかに該当すると認めた場合は、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたことが判明したとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。

## 1 0 補助金の返還

知事は、前記9の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分について既に補助金の交付をしているときは、当該補助金の返還を命ずるものとする。

## 1 1 譲渡の禁止

交付決定者は、補助対象の撃退装置等を補助金交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、交付決定者又は代理購入者が補助対象の撃退装置等を購入した日から起算して5年を経過した場合はこの限りでない。

## 1 2 補助対象経費を超える額の受給の禁止

交付決定者は、補助の対象となる撃退装置等について、自治体等が交付する撃退装置等購入費を補助対象経費とした補助金等の交付を受けようとする場合には、その額と本要綱の補助金の交付額とを合算した額が、補助対象経費を超えてはならない。

## 1 3 補足

この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

別記様式第1号「特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付申請兼実績報告書」、同様式第1号の2「補助対象経費に関する申告書兼個人情報収集に関する同意書」、同様式第2号「特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金交付決定兼補助金額確定通知書」及び同様式3号「特殊詐欺電話撃退装置等購入費補助金不交付通知書」略